

令和7年度 第1回半田市都市計画審議会 議事録

1. 開催日時

令和7年8月29日（金） 15時から16時30分まで

2. 開催場所

半田市役所 会議室303、304

3. 出席した委員（計12名）

瀬口 哲夫、鈴木 健司、新美 周大、小柳 厚、中村 和也、澤田 勝、
坂井 美穂、竹内 功治、半田 雅也、岸田 卓己、長谷川 和利

4. 欠席した委員

國弘 秀之、中嶋 洋一

5. 出席した職員（計9名）

半田市建設部

建設部長 村瀬 浩之

都市計画課

課長 田中 賢、副主幹 山田 宰、主査 林 智宏、主事 堤 友香、
主事 犬塚 広野

半田市市民経済部

市民経済部長 大山 仁志

産業課

課長 榊原 正彦、副主幹 加藤 大策、主査 榊原 隆、技師 野田 裕太

6. 審議会次第

(1) 会長挨拶

(2) 議題

議案第1号

知多都市計画石塚地区計画の決定（半田市決定）について

議案第2号

知多都市計画生産緑地地区の変更（半田市決定）について

令和7年度 第1回半田市都市計画審議会 議事録

« 10時 開始 »

事務局（半田市都市計画課）

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、只今より令和7年度 第1回半田市都市計画審議会を開会させていただきます。

本日の進行を務めさせていただきます。都市計画課長の田中です。よろしくお願いいたします。

はじめに、本年度初回の審議会となりますので、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

まず、学識経験を有する委員の皆様からご紹介させていただきます。

本審議会の会長をお願いしております。

名古屋市立大学 名誉教授 瀬口 哲夫様でございます。

日本福祉大学 准教授 鈴木 健司 様でございます。

半田市農業委員会 副会長 新美 周大様でございます。

半田商工会議所 専務理事 小柳 厚 様でございます。

つづきまして、半田市議会議員のご紹介をいたします。

中村 和也 様でございます。

澤田 勝様でございます。

坂井 美穂 様でございます。

竹内 功治 様でございます。

市民の代表といたしまして

半田 雅也様でございます。

行政機関関係といたしまして

愛知県知多県民事務所長 岸田 卓己様でございます。

愛知県知多建設事務所長 長谷川 和利様でございます。

半田市議会議員 國弘 秀之様、愛知県半田警察署長 中嶋洋一 様につきましては、ご欠席ということで伺っております。

それでは会議に先立ちまして、会長より、ご挨拶をお願いいたします。

－ 会長あいさつ －

会長

簡単ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。

暑い中、皆様お集まりいただきありがとうございます。今日は地区計画が議題にのぼっておりますが、最近調べたところ、半田市の工業出荷額は増加しており、1兆円を超えているとのこと。これは物価高の影響でしょうか。これまでは約7,000億から8,000億で推移していたのですが、2022年のデータでは1兆2,000億円となっており、素晴らしい伸びですが、成長によるものではなく、物価高が影響しているのではないかと考えています。

県内では13位ということですが、愛知県は独走しており、大阪府の倍の数字となっています。愛知県は産業都市といわれており、産業振興がとても重要です。

ところで、もう一つ調べたことがあり、東海4県が国家戦略特区に指定されていることを初めて知りました。半田市も含まれており、航空機産業の育成がますます重要になってくるかと考えております。

簡単ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。

－ 議長選出 －

事務局（半田市都市計画課）

ありがとうございました。

議事に入ります前に、本日の予定についてご案内させていただきます。

本日の議題は、先に皆様に配付しております次第のとおり、「議案第1号 知多都市石塚地区計画（半田市決定）及び議案第2号 知多都市計画生産緑地等の変更（半田市決定）について」でございます。

なお、本日の会議につきまして、規定により、議事内容のうち個人情報を除き議事録を公開することとなっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

それでは、議長の選出につきましては、当審議会条例第6条第1項に、「審議会は会長が召集し議長となる。」と定められておりますので、会長にこれからの議事をお願いいたします。

議長

只今、事務局から説明がありましたとおりでございますので、議長を務めさせていただきます。進行をよろしくご協力をお願いいたします。

－ 定足数の確認 －

議長

始めに、本審議会の定足数でございますが、当審議会条例第6条第2項に、「審議会は委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くこと

ができない」と定められておりますので、事務局から、報告をお願いします。

事務局（半田市都市計画課）

本日は、委員 13 名中、委員 11 名にご出席いただいております。

当審議会条例第 6 条第 2 項による定足数に達しておりますので、ご報告いたします。

議長

事務局から出席者が定足数に達しているということでございました。

－ 議事録署名者の選任 －

議長

続きまして本日の議事録の署名者をお願いしたいと思いますが、特にご異議がないようでしたら私の方から指名をさせていただきますがよろしいでしょうか。

（異議なし）

議長

異議はないということでございますので、今回は、議事録署名者を中村 和也さんと 半田 雅也さんをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

－ 議 事 －

議長

では、事務局から説明をお願いします。

－ 議案第 1 号 －

事務局（半田市産業課）

それでは、議案第 1 号「知多都市計画石塚地区計画の決定について」説明させていただきます。お手元の資料または、前方のスクリーンをご覧ください。

石塚地区工業団地は、阿久比 IC から西方約 4 km に位置し、計画地は半田市石塚町、緑ヶ丘及び上定光町地内で計画しています。開発面積は約 15.5 ha、企業への分譲面積は約 11.3 ha であり、事業主体は愛知県企業庁です。また、事業期間は、令和 12 年度頃までを予定しています。

次に、地区計画の制度について説明します。

地区計画とは、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置から見て一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、保全

するための計画です。

地区計画を指定することにより、区域内で建築物等を建築しようとする場合は、着手の30日前までに届出を要し、届出内容が地区計画の内容と合致しないものについては、市長は是正の勧告を行うことができます。

また、地区計画で定める制限の内容について、条例化を行うことにより、制限に適合しない場合は、建築基準法に基づき、建築を行うことができなくなります。

半田市内では、既に、図に赤茶色で着色してある6地区において、地区計画が指定されております。図に青で着色してある今回の「石塚地区計画」で7か所目となります。

次に、地区計画の内容について説明させていただきます。

今回、指定を予定している地区計画の名称は、「石塚地区計画」であり、位置は、半田市石塚町4、5丁目、緑ヶ丘6、7、8丁目及び上定光町2丁目の各一部になります。面積は、石塚地区工業団地の面積と同じ、約15.5haです。また、本地区計画の目標は、周辺環境に配慮した工場や物流施設を誘致し、ゆとりのある街区の形成及び緑地の配置等により環境の保全に努め、周辺の集落・農地環境に配慮するとともに優良な産業用地の形成を図ることです。

次に計画図について説明します。計画図には、地区計画を指定する位置や地区施設と呼ばれる、「道路や緑地、調整池」の位置及び規模について図示します。本地区の計画としては、道路については、基本的には幅員10m、緑地については、周辺への緩衝帯として、外周部に15m幅の緑地帯を配置しています。また、調整池については、開発により、下流の水路が溢れないように約1.2haの規模で配置しています。

A地区とB地区の区域分けについては、後ほど説明する高さ制限を設けるためのものです。

次に、地区計画による建築物等の制限の内容について説明させていただきます。

まず、用途の制限についてですが、本地区では、工場及び関連する研究開発施設や流通業務施設以外の業種は立地することはできません。また、その中でも、建築基準法別表第2に掲げる一部の業種及び産業廃棄物に係る施設は立地することはできません。

建築基準法別表第2に掲げる一部の業種は、本スライドおよび次のスライドに掲げるものであり、例えば飼料の製造など臭気が発生のおそれのあるものや火薬等の危険物など、周辺環境が悪化するおそれのあるものについては、本地区では立地ができないように規制を行います。

次に、建築物に関する事項として、A地区・B地区共通になりますが、県のガイドラインに沿って、容積率は200%、建蔽率は60%、敷地面積の最低限度は3000㎡、壁面の位置については、道路及び敷地境界線から4m以上と設定いたします。

続いて、高さの制限については、周辺農地への日陰の影響を考慮し、日陰の影響を受ける北側及び東側の農地に隣接する区画をA地区として、建築物等の高さの最高限度を20mと設定します。

最後に、これまでの都市計画決定手続きの流れと今後の予定について説明いたします。

まず、昨年 8 月 21 日に有協公民館にて、今回の地区計画の素案に関する地元説明会を開催しました。

出席者は、85 人でした。なお、地区計画素案に対する反対意見はありませんでした。

次に 9 月 3 日から 17 日にかけて原案の縦覧を行ったところ、縦覧者は 1 名で 1 件の意見書の提出がありました。

その後、愛知県との事前協議を経て、11 月 8 日から 22 日にかけて案の縦覧を行ったところ、縦覧者は 0 名で意見書の提出はありませんでした。

今後の予定としましては、本日の都市計画審議会での審議の後、愛知県知事協議を行います。

また、地区計画の内容を条例化した、建築条例について 12 月議会への上程を予定しており、条例の制定に合わせて、令和 7 年 12 月議会の議決日に都市計画決定の告示を行う予定としております。

以上で、地区計画の説明を終わります。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

議長

ありがとうございました。議案第 1 号についてご意見、ご質問はありませんか。

坂井委員

一つ目の質問です。計画の基本方針・目的に関する質問です。周辺環境との調和とゆとりある街路形成が掲げられていますが、調和はどのような指標で評価されていますか。

二つ目の質問です。土地利用と環境保全に関する内容です。緑地は約 0.3 から 0.5 ヘクタール程度配置されていますが、緑地の位置や規模はどのように決められたのか教えてください。また、交通量の増加による大気や騒音など、生活環境への影響についてどのように評価し、今後対策を講じていく予定ですか。

事務局（半田市産業課）

周辺環境との調和と緑地に関しましては関連性があるため、まとめてお答えいたします。周辺環境に影響を与える業種は立地できないよう、建築条例により用途制限を設けています。これにより、周辺との調和を図っています。また、開発地の縁辺部には緩衝帯として緑地を設置し、環境に配慮した対策を講じています。工場が立地した後も、騒音や悪臭対策を厳守していただくために、より厳しい基準を設けた協定を半田市と締結するよう働きかける予定です。

緑地についてですが、都市計画法に基づき、開発区域の面積に応じて緩衝帯としての緑

地を設置する義務があります。今回の開発面積 15.5 ヘクタールに対し、15m幅の緑地帯が必要となっています。この基準に基づいて設置しています。

会長

環境保全協定についてお答えいただきましたが、大気汚染や騒音について具体的にはどのような数値を考えていますか。

産業課

具体的な数値は現在持っていませんが、基本的には法令の規制を下回る値を設定することが基本になると考えています。

※現場で確認後の回答

指導基準がある項目については、大気、水質、騒音、振動などを定めています。

また、現場で確認後、指導基準として大気、水質、騒音、振動などを定めています。大気については、「大気汚染防止法」に則り、煤塵の排出基準を定めており、半田市の環境保全協定の指導基準値は 0.05 と、法律よりも厳しい基準を設定しています。騒音については、工業専用地域の基準が 70db ですが、半田市の指導基準は 65db であり、法律よりも厳しい基準を設け、企業に協力をお願いしたいと考えています。

中村委員

原案の縦覧中に意見書が提出されていたとのことですが、その内容はどのようなもので、次の縦覧の際には意見書の提出がなかったとのことですが、初回の意見書の内容が修正されているか教えていただきたい。

産業課

縦覧の意見書の内容についてですが、開発区域外の土地改良区域内について、地権者全員の意向確認をすべきとの意見や、農業振興地域内の用地については除外すべきという意見をいただきました。また、地区の開発による定住人口の増加が見込まれるかという問いもありました。市としては、意見書の内容と回答をホームページで公開しており、これに対して計画の変更は行っていません。この意見は市だけでなく企業庁にも提出され、愛知県企業庁からは令和 7 年 2 月に提出者に回答が行われ、それ以降、新たな意見はありませんでした。

会長

地権者全員の意見を聞いてほしいというのは、範囲外の土地の所有者のことですね

産業課

その通りです。地区計画の範囲だけでなく、過去に土地改良区として整備された土地全体の所有者から意見を聞くべきだという意見です。

会長

農振地域を除外すべきという意見についてですが、農振地域の農用地はどれくらい入っていますか。

半田市の都市計画マスタープランでは、工業立地の適切な場所を過去に 5 か所選んでいます。その中の 1 か所がこの石塚地区です。この方向性があったからこそ、今回企業庁を中心に整備が進んでいると思われますが、半田市としては工業的な土地利用をすることが前提となるでしょう。この前提がなければ、農振地域を除外すべきという意見を検討する必要がありますが出てくると思いますが、今回の事案ではその前提があるためお答えいただかないということでしょうか。

さらに、定住人口の増加についてはどう考えていますか。この問題を考慮する際、業種はともかく、開発によってどれくらいの雇用が見込まれるかを想定する必要があります。

産業課

工業団地の開発に合わせ、大矢知線の整備も並行して進めていきます。道路の完成に合わせて定住者を増やす取り組みを行い、定住につなげていきたいと考えています。

会長

工業用地を作るとそれによって、雇用者がどれくらい生まれるかという試算を過去にはやってきていると思うのですが、最近はやらないんでしょうか。

産業課

おそらく過去にもやっていないと思うが、基本的には、市長の公約に市内雇用を 3,000 人増やすというものがあるので、それを目指してやっていきます。

会長

過去には、例えば東海市の臨海部に新日本製鉄が進出する際、用地面積で雇用の計算を行っていたことがあります。製鉄所ができれば何人の雇用が生まれ、その後住宅団地を造る必要性が生じるなど、商業統計にも影響が出てきます。最近では業種が複雑化してきたこともあり、これらの雇用の試算が難しくなってきたかもしれません。

半田市としては、市内の工場について土地利用を制御したいのか、或いは市外から新たな企業を誘致したいのか、事前に決めておく必要があります。また、求める業種が来た場合

にその影響を考慮に入れることも都市計画の役割だと思います。計画を作る際には、幅はあるかもしれませんが、具体的な人数の予測も必要です。それを基に、地元に来る人数、外から来る人数を算出することができるはずですが、質問者としては一般的な話ではなく、具体的な数値計画を教えていただきたかったと思います。

鈴木委員

地域内に居住する住民について、引き続き住み続けられるのか、あるいは他の場所へ移転する必要があるのか、教えてください。

産業課

区域内の住民の方々は、移転していただく必要があります。現在住んでいる皆様には、移転に関する契約を既に行っています。

澤田委員

調整区域に地区計画を立てる理由として、周辺地域への配慮があると思いますが、用途の制限は調整区域だからこそ必要なのか、市街化区域であればもう少し緩和されるのか教えてください。

産業課

今回、半田市では初めて市街化調整区域で工業団地を設けますので、県内の他自治体の例を参考に制限を設けています。例えば A 地区では高さ制限が 20m に設定されています。基本的には高さの制限はあまり行わないのですが、調整区域でも環境と調和させるため、冬の日照による影響を考慮し、日影ができにくいよう（3 時間以上日影ができない）調整する必要があったため制限を設けています。

澤田委員

このような状況でしたら、資料にある用途の制限は調整区域特有のものではなく、一般的な工業団地の制限という理解でよいですか。

産業課

そうです。

澤田委員

資料の 11 ページ、スケジュールについてです。

今日の都市計画審議会で審議された後、知事協議が実施され、12 月議会で案が提出されることになると思いますが、そのあとの予定はどうなっているのでしょうか。

令和 12 年に引き渡しとなっていますが、それまでのここに進出をしようと考えている企業さんのスケジュールはどうなっていますか。

産業課

条例及び地区計画の告示は 12 月を予定しています。その後、令和 8 年 1 月頃から企業庁が興味を持っている企業に対して実地エントリーを行います。この段階で、どのような企業が来るかを把握した後、8 年度の後半から造成工事を開始する予定です。造成工事が進んだ段階で、企業庁が正式に分譲案内を出し、令和 9 年及び 10 年の段階で分譲を開始し、造成工事が完了する令和 12 年頃に引き渡すという流れになります。

澤田委員

来年 1 月にエントリーを始め、4 年後に引き渡すというのは、一般的なスケジュール感なのでしょうか？こんなにかかるものなのか疑問なので教えてください。また、前倒しの可能性についても教えてください。

産業課

愛知県とも調整を行いながら進めていますが、時間がかかるということは我々も認識しています。令和 12 年を目途としていますが、できる限り早く引き渡しができるよう努力していきます。しかし、個別の前倒しは難しいと考えています。

会長

建設事務所長さんの方で状況についてわかりますか？

長谷川委員

企業庁と人事交流を行っているため、状況を把握しています。工事内容に関してですが、調整池を設けることが必要です。今の状態では、田んぼや畑の時と異なり、コンクリート化が進むことで雨水の流出が早くなります。そのため、周辺環境に優しい考え方として、急激な流出を抑えるために調整池を設置しています。このため、まず調整池を整備しないと造成工事を始められません。また、進入路が限られているため、大規模な工事を行うと周辺へ影響が出る可能性もあります。このような調整をしながら進めるため、時間がかかっています。さらに、人手不足が問題となっており、特にトラックの運転手の確保が困難になっています。大規模な投資を行っても、すぐに進むわけではなく、人的リソースや重機を確保することが求められます。そのため、時間がかかる状況です。

新美委員

高さ制限について伺います。農業委員の立場から申し上げますと、農業において気をつ

けなければならないのは日照だけでなく、夜間照明の影響も大きいです。照明が明るいと稲の生育に影響を及ぼすため、収穫量にも大きな影響が出る可能性があります。協定を結ぶ際には夜間照明についても企業との調整をお願いしたいと思います。

もう一点、調整池についてです。この池のサイズは、かつての農地が保水していた量を基準にしていますか？それとも、この面積に基づいて時間雨量で計算されていますか。これまで農地で保水された後の水は下の川へ流れていましたが、近年の集中豪雨では 50mm、80mm のような雨量が降る中、この調整池だけで耐えうるか心配ですので、教えてください。

産業課

調整池の大きさについては、砂防区域に関する基準に基づき設定しています。開発後の圃場用地面積に対して計算を行っています。

長谷川委員

調整池の大きさを出す際には、既存道路や田んぼ、畑の面積を詳細に把握し、流出係数を掛け合わせて水量を算出します。コンクリート化により水が流出した際にも、その差分を調整池で受け止めるように設計されています。現状よりも新たに区域外に水が出ることはない設計となるはずです。

新美委員

理論的には理解しましたが、近年の集中豪雨の影響で記録的な雨量が降ることがありますので、実績だけに頼らず、将来的なリスクも考えて検討を進めていただきたいと考えています。

産業課

また、1 点目にご質問いただいた、夜間照明については、これからの課題として、協定を結ぶ際に、検討していきたいと思います。

会長

照明は高さと向きが大事です。ある程度高さを下げて、方向を外側にでないような照明にすればある程度影響を抑えることができると思います。これも協定を結ぶ際に、盛り込むことができればよいと思います。

また、先ほども話に出ましたが、この工業団地は外からの企業誘致を行うということだと思います。衣浦大橋が一車線増えて、渋滞も少しは緩和されていると思いますが、この団地が整備されることによって、ふたたび渋滞が起こることも考えられますか。

産業課

大矢知線の整備と衣浦大橋の一車線増設計画を併せて進めているため、交通量の増加対策になると考えています。

議長

他にご意見もないようですので、議案第 1 号について、決議をとります。

「議案第 1 号 知多都市計画石塚地区計画の決定（半田市決定）について」、原案のとおり決することとして、ご異議ありませんか。

（全員 異議なし）

議長

ありがとうございます。

続きまして、2 号議案について、事務局から説明をお願いします。

都市計画課長

都市計画課の田中と申します。よろしくお願いいたします。

それでは 1 ページをご覧ください。

今回の生産緑地地区の変更といたしましては、面積を約 5.1 ヘクタールとし、生産緑地地区内における制限の解除が行われたものについて、一部区域を変更するものです。

生産緑地とは、市街化区域内にあり、良好な都市環境形成を図ることを目的として定めた農地です。面積が一団で 500㎡以上であるものについて、都市計画上の観点から生産緑地地区の指定を行っています。生産緑地は平成 4 年 12 月 4 日に、農地等として 30 年間営農することを義務付けて指定され、地区の指定により、相続税の納税猶予や固定資産税等の評価額が農地並みになる税制優遇が適用されましたが、30 年経過するまでは主たる従事者の死亡もしくは営農が困難な程度の故障が発生した場合を除き、買取申出はできないものとなっておりました。

令和 4 年 12 月 4 日に生産緑地に指定されてから 30 年が経過したことから、土地所有者が引き続き営農を希望した区画について、特定生産緑地へ指定したことで、買取申出出来る期間を 10 年延長し、従前と同様の税制優遇を引き続き受けています。

今回、都市計画の変更にいたった対象の緑地は特定生産緑地の指定を受けていた緑地となります。

2 ページの 4 と 3 ページの 5 をご覧ください。生産緑地地区の都市計画変更の主な理由として、①に該当し、500 平方メートル、一団地を除外するものです。

それでは、今回の変更内容について、ご説明いたします。

5 ページをご覧ください。今回提案させていただきますのは、市の南部に位置する 3 の 16 団地を生産緑地地区から除外するものでございます。

6 ページをご覧ください。所在地は、半田市花園町丁目三丁目地内で、県道半田環状線の西側に位置しています。本件は、指定されている 5 0 0 平方メートル全てを生産緑地地区から除外するものです。当該生産緑地は、令和 5 年 1 2 月 1 日に土地所有者から「主たる従事者の死亡」を理由に、買取りの申出がありました。

都市計画課といたしましては、近隣にはさま公園、花園公園が整備されており、公園用地として取得する必要性が低いことや他の課や愛知県知多建設事務所にも照会をかけたところ買取り希望がなく、買い取らないことと致しました。

その後、農業委員会にも斡旋協力を依頼しましたが、斡旋不成立となりました。

その結果、買取り申出の日から 3 か月以内に当該生産緑地の所有権の移転が行われなかったため、令和 6 年 3 月 1 日に生産緑地の行為制限は解除されております。

以上のことから、4 ページをお願いします。現在都市計画決定されております生産緑地面積 5 万 1 千 1 0 1 平方メートル（5 1, 1 0 1 平方メートル）、約 5. 1 h a から 5 0 0 平方メートルを除外し、5 万 6 0 1 平方メートル（5 0, 6 0 1 平方メートル）、約 5. 1 h a への都市計画の変更を提案いたします。

団地につきましては、現在の 4 1 団地から 4 0 団地に変更になります。なお、本案件につきまして、令和 7 年 2 月 1 0 日から 2 月 2 8 日までの 2 週間にわたり、都市計画課にて都市計画の案の縦覧をしましたところ、縦覧者数は 0 名で、意見書の提出はございませんでした。

以上で、議案第 2 号 知多都市計画生産緑地地区の変更（半田市決定）の説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

坂井議員

一点目、都市計画上の影響に関する質問です。将来的に同様の理由で生産緑地の解除が続いた場合、都市計画全体の見直しが必要になるでしょうか。

二点目、今後の運用及び市民への影響に関する質問です。他の生産緑地所有者からの解除申請は増加する見込みがあるか、そしてそれに伴いどのような対応を設定しているか教えてください。

都市計画課長

都市計画全体の見直しについてですが、市街化区域内の緑地がなくなる場合、もともとの用途地域としての土地利用が行われることになります。新たに違う都市計画を作成することはありませんので、生産緑地がなくなったからといって都市計画全体を見直す必要はありません。

解除申請が増えるかについては、現在 40 団地のうち、30 団地が今後 10 年間にわたり特定生産緑地として営農を続けることになっています。所有者が亡くなったり、営農ができなくなった際に買取りの申し出が出てくることになりますが、その場合、行政としては手続き

を進めていくことになります。

酒井議員

営農希望の方が現れない限りは、生産緑地は減少していくということによいですか。

都市計画課長

その通りです。新たに指定する考えもないため、現存する生産緑地が順次減少していくことになります。

会長

生産緑地は農地として利用されています。市街化区域内に農地があることは都市計画的には異例ですが、緑の空間を提供しているため、都市計画上の価値も認識されています。税金が安い農地として所有を続けてほしいのが本音ですが、所有者が都市的活用を狙うと、普通の税金を払ってでも利益を得られるというメカニズムが働くと思います。

新美委員

生産緑地の指定から30年が経過した令和4年度に、農業を諦めた所有者も一定数います。農業自体が難しいうえに、単独での経営は厳しいためです。広い土地であれば施設農園も可能ですが、500㎡ほどでは十分な生産が難しいのではないのでしょうか。地域住民の視点から考えると、ゴミ捨て場や関連の集積所など、地域で使いたい場所があるかと思っています。このような環境対策としての利用方法について、行政としての検討はされていますか。

都市計画課長

買取があった場合に、市役所の中で関係各課に買取希望があるかを調査しています。この中では、買取希望は出てきていないため、そういった地域のための用地としては、検討ができていないと考えています。

半田委員

ごみステーションの設置は、各自治区でしてください。ごみステーションの設備は市でやりますということになっています。

自治区は法令登記していないので、資産を持つことはできません。仮にお金があっても土地を買うことはできません。という事情もあるので、ごみステーションの設置については、各自治区が困っています。

また、資源回収もおこなっていますが、業者に回収してもらう前の一時置き場にも困っています。

こういふことから考えると地域の中に有用な土地があるのならば市として検討していただくこと

は個人的にはありだと思います。

会長

花園小学校が近くにあり、小学校の建替えに伴う駐車場不足の問題などもあります。このような背景から、土地の有効活用を行政でも考えていただきたいです。具体的には、街区公園としては狭いため、買取は難しいかもしれませんが、住民の利便性を考慮した土地利用について再評価をお願いしたいと思います。

議長

他にご意見もないようですので、議案第 2 号について、決議をとります。

「議案第 2 号 知多都市計画生産緑地地区の変更（半田市決定）について」、原案のとおり決することとして、ご異議ありませんか。

（全員 異議なし）

議長

ありがとうございます。

事務局

以上で、本日予定しておりました議題は終了いたしました。

皆様のご協力ありがとうございました。

これをもちまして、審議を終了させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

« 16 時 30 分 終了 »